

労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

病気休暇申請

第 91 回

労働者が労働契約存続期間中に、発病または業務外の原因により負傷することは、避けることができません。そのため、法律は労働者に病気休暇を享受する権利を与えています。病気休暇制度を規範化するため、法律は会社に規則制度を通じて、従業員の病気休暇申請の手続きを定めることを認めています。しかし、実務上は従業員が会社の要求を厳格に満たさず、病気休暇に瑕疵(かし)が存在するケースがしばしば見られます。このような場合、無断欠勤扱いにできるのでしょうか？上海第一中級人民法院の判例からこの問題の答えを読み取ることができます。

本判例では、繆さんは 2011 年 8 月 8 日に入社し、財務総監の職にあった。12 年 9 月 3 日より繆さんは病気休暇を開始し、規定に基づき会社に書面で 9 月 3 日から 4 日の病気休暇の資料を提出し、会社の許可を得た。

病気休暇満了後、繆さんは 12 年 9 月 4 日、13 日、10 月 8 日に E メールで病気休暇申請書を会社の主管に送信し、病気休暇を申請した。12 年 9 月 10 日以降、会社は E メールと宅配便を使って繆さんに書面による警告文書を 3 回発送し、繆さんは病気休暇の手続きを履行しておらず、無断欠勤に当たることを警告した。

12 年 10 月 12 日、会社は繆さんに「労働契約解除通知」を発した。繆さんが無断欠勤し、会社の主管および人事部門の人員の指示に従うことを拒否し、病気休暇証明原本の提出を拒んだことを理由とした。

法院審理では、繆さんが提供した病状処理意見書および診療費用受取書などの証拠は、繆さんが 12 年 9 月 5 日以降出勤していない理由は医師の勧めに従い休養するためであると証明するに十分であり、かつ、繆さんはすでに E メールで関連する病気休暇申請書を主管に送信し、病気休暇を申請した。

繆さんは、関連する病気休暇資料を会社の人事部門に提出していないため、会社の要求に厳格に従っておらず、休暇申請の手続きには瑕疵(かし)があるが、重大な紀律違反を構成するものではない。従って、会社が繆さんとの労働契約を解除することは、法律規定に合致しないと認めた。

事実上、会社が規則制度を通じて従業員の病気休暇申請の手続きを規定することは、会社の経営自主権の表れであり、従業員の不適切な病気休暇の濫用、“仮病”、“病状の誇大化”などにより会社の秩序と人員管理の重要な制度の運営を損ねることを避けるためです。

一般的に会社は、従業員に対して病気休暇申請の形式、書類、時間、ひいては診断医院の等級などにも規定を設けていることがあります。しかし、多くの病気は往々にして突発的であり、従業員が突然不調をきたした場合、最初の反応はまず病院に行って診断を受けることで、会社の病気休暇申請の規則制度を見過ごすこともあります。

上記の判例は、ある程度、法院のこの種の問題を扱うときの一般的な態度を表わしています。法院は通常、会社は従業員の病気休暇の申請に対して審査・承認を行う権利があるが、当該権利は正当な範囲を超えてはならないと認めています。

これに類する問題の審査で法院は、従業員の発病の真实性、従業員が本当に発病して病院で診断されたのか、病気休暇証明または病気休暇申請書の偽造はないかをより重視します。

手続き上の瑕疵については、会社が、労働者の病状虚偽、病気休暇証明の偽造があることを証明できる場合を除き、通常は病気休暇の手続きに瑕疵があることを理由に直接無断欠勤と認定してはなりません。

会社が従業員の病気休暇申請に手続き上の瑕疵が存在することに気付いた場合、以下の点に注意することを提言します。

1. 電話や E メールまたはその他の形式を通じて、従業員に病気休暇の手続きが会社の規則制度に合致しないことを通知し、従業員にすみやかに必要な資料を補充するよう要求し、通知関連証拠の保管に注意を払う。

2. 従業員の病気休暇申請に疑いを持ったとき、すみやかに関係する病院に従業員の病状を確認する。さらに関係する証拠を保管する。

3. 従業員の病気休暇が虚偽であることの証拠を収集できていないとき、従業員を無断欠勤扱いすることはできるだけ避け、これを理由に一方的に労働契約を解除してはならない。さもなければ、労働契約の違法解除と認定される可能性があり、不利な結果を負うことになる。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)